

「コミュニティ・スクールの推進拡充に関する決議(二〇二二)」

コミュニティ・スクールは平成十六年に制度化され、改正教育基本法第十三条の趣旨も踏まえ、平成二十九年の法改正により、その設置が努力義務化された。設置数は着実に増加しており、令和四年五月時点で導入率は全公立学校の四十二・九%(一五二二一校)であるが、地域差が大きい。

子供たちが地域の宝であることはいつの時代も不変である。コミュニティ・スクールは学校の教育活動の充実のみならず、災害時には地域の防災拠点ともなるなど、学校と保護者、地域のつながりを再構築する仕組みであり、地域学校協働活動と一体的に推進することで、学校運営だけでなく、地域活性化の切り札ともなる。

また、コミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域の適切な役割分担を進め、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化を図り、教員の働き方改革にも資するものである。

さらに、ウィズコロナ・アフターコロナにおいては、学校と家庭や地域のコミュニケーションをより深めることが求められている。コミュニティ・スクールは、社会に開かれた教育課程の実現、いじめや不登校、部活動の支援、福祉・まちづくりなど、学校や地域を取り巻く様々な課題を解決するプラットフォームであり、令和五年度に設置されることも家庭庁の取組とも連携しながら、日本全体の取組として推進拡充していく必要がある。また、児童生徒が意見を述べる機会を取り入れることにより、児童生徒の主体性や公共の精神を尊ぶ豊かな人間性が育成されるという効果も期待される。

本議員連盟は、こうした重要な機能を有するコミュニティ・スクールについて、「全ての公立学校での導入及び導入後の効果的な運営の継続」を目指し、「教育進化のための改革ビジョン」や「骨太の方針二〇二二」におけるコミュニティ・スクールに関する記載を踏まえ、令和六年度までの三年間をコミュニティ・スクール導入加速のための重点期間として強力に推進するため、特に以下の事項について、取組に必要な予算等の大幅な拡充を求めることを、ここに総意をもって決議する。

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

「社会に開かれた教育課程」の実現や放課後子供教室など子供たちの多様な学びや体験の機会を提供するための基盤となる体制として、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進すること。その際、これらの仕組みが、地域課題を解決するプラットフォームとなり、地域の活性化にも資する「共助」の仕組みであることを踏まえ、学校運営協議会を必置とし、強力に推進するための所要の予算を確保すること。

○地域学校協働活動推進員の配置拡大等による事務局機能の強化

教員の働き方改革の観点から、学校・家庭・地域の適切な役割分担と連携・協働がより一層重要となっている。また、より実社会に即した多様な体験機会の充実に向けて、企業等との連携も進めていく必要がある。これらの多様な地域関係者とコミュニティ・スクールをつなぐコーディネーター役を担う地域学校協働活動推進員の更なる配置促進や常駐化等により、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の事務局機能を強化するための所要の予算を確保すること。

○自治体の伴走支援体制の強化による導入促進等

設置が少ない地域・学校種への導入促進や導入後の効果的な運営の継続のため、自治体にアドバイザーを配置するとともに、地域学校協働活動推進員等の専門性・資質向上を図るための研修機会を充実するなど、自治体の伴走支援体制を政府として強化すること。また、全国的なフォーラムの実施等を通じて、関係者の十分な理解と信頼関係の下で取組を推進するための所要の予算を確保すること。

令和四年 十一月二五日

自由民主党 コミュニティ・スクール推進拡充議員連盟